

市第 54 号議案 横浜市老人福祉施設条例の一部改正

1 提案理由

平成 27 年 4 月 1 日の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正に伴い、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、市町村が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という。）に移行することとなりました。

本市では平成 28 年 1 月 1 日から総合事業を実施するため、関係する横浜市老人福祉施設条例の一部を改正します。

2 改正の概要

総合事業への移行にあたって、横浜市が設置する老人福祉施設のうち、「横浜市新橋ホーム（泉区）」（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム）、「横浜市野毛山荘（西区）」（老人福祉センター）及び「横浜市戸塚柏桜荘（戸塚区）」（老人福祉センター）において実施する通所型サービスとして「指定第 1 号通所事業」を追加します。

また、その利用料金については介護保険法の規定により定められた額とすることを規定します。

3 条例の施行予定日

平成 28 年 1 月 1 日